

第2号様式の4(第3条関係)

身体障害者診断書・意見書(脳原性運動機能障害用)			
総括表			
氏名	年 月 日生	男 女	
住 所			
① 障害名(部位を明記)			
② 原因となった 疾病・外傷名		外傷・自然災害・疾病 先天性・その他()	
③ 疾病・外傷発生年月日		年 月 日	
④ 参考となる経過・現症(画像診断及び検査所見を含む。)			
障害固定又は障害確定(推定) 年 月 日			
⑤ 総合所見(再認定の項目も記入)			
[将来再認定 要(軽度化・重度化)・不要] [再認定の時期 1年後・3年後・5年後]			
⑥ その他参考となる合併症状			
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。			
年 月 日			
病院又は診療所の名称			
所 在 地			
診療担当科名		科	医師氏名 印
身体障害者福祉法第15条第3項の意見			
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する。 ・該当しない。		障害程度等級についての参考意見 級相当	
		内 訳	等 級
		両上肢	級
		右上肢	級
		左上肢	級
		移動機能	級
注 障害区分や等級決定のため、東京都心身障害者福祉センターから改めて問い合わせる場合があります。			

(日本産業規格A列4番)

第6号様式(第3条関係)

脳原性運動機能障害用

(該当するものを○で囲むこと)

1 上肢機能障害

ア 両上肢機能障害

(ひも結びテスト結果)

1度目の1分間 _____ 本

2度目の1分間 _____ 本

3度目の1分間 _____ 本

4度目の1分間 _____ 本

5度目の1分間 _____ 本

計 _____ 本

イ 一上肢機能障害 (右・左)

(5動作の能力テスト結果)

- a 封筒をはさみで切る時に固定する。 (・可能 ・不可能)
- b 財布からコインを出す。 (・可能 ・不可能)
- c 傘をさす。 (・可能 ・不可能)
- d 健側の爪を切る。 (・可能 ・不可能)
- e 健側のそで口のボタンを留める。 (・可能 ・不可能)

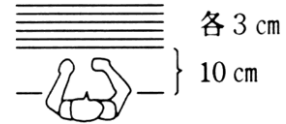
2 移動機能障害

(下肢・体幹機能評価結果)

- a つたい歩きをする。 (・可能 ・不可能)
- b 支持なしで立位を保持し、その後
10m歩行する。 (・可能 ・不可能)
- c いすから立ち上り、10m歩行し
再びいすに座る。 _____ 秒 (・可能 ・不可能)
- d 50cm幅の範囲内を直線歩行する。 (・可能 ・不可能)
- e 足を開き、しゃがみこんで再び立ち
上る。 (・可能 ・不可能)

(注) この様式は、脳性麻痺^ひの場合及び乳幼児期に発現した障害によって脳性麻痺^ひと類似の症状を呈する者で肢体不自由一般の測定方法を用いることが著しく不利な場合に適用する。

(備考) 上肢機能テストの具体的方法



ア ひも結びテスト

事務用とじひも(概ね43cm規格のもの)を使用する。

- ① とじひもを、被験者前方の机の上に図のごとく置き並べる。
- ② 被験者は手前のひもから順にひもの両端をつまんで、軽くひと結びする。
(注) ・ 上肢を体や机に押し付けて固定してはいけない。
・ 手を机の上に浮かして、結ぶこと。
- ③ 結び目の位置は問わない。
- ④ ひもが落ちたり、位置から外れたときには検査担当者が戻す。
- ⑤ ひもは検査担当者が随時補充する。
- ⑥ 連続して5分間行っても、休み時間を置いて5回行ってもよい。

イ 5動作の能力テスト

a 封筒をはさみで切るときに固定する。

患手で封筒をテーブル上に固定し、健手ではさみを用い封筒を切る。

患手を健手で持って封筒の上に載せてもよい。封筒の切る部分をテーブルの端から出してもよい。はさみはどのようなものを用いてもよい。

b 財布からコインを出す。

財布を患手で持ち、空中に支え(テーブル面上ではなく)、健手でコインを出す。ジッパーを開けて、閉めることを含む。

c 傘をさす。

開いている傘を空中で支え、10秒間以上まっすぐ支えている。立位でなく座位のままでよい。肩にかついではいけない。

d 健側の爪を切る。

大きめの爪切り(約10cm)で特別の細工のないものを患手で持って行う。

e 健側のそで口のボタンを留める。

のりのきいていないワイシャツを健肢にそでだけ通し、患手でそで口のボタンをかける。女性の被験者の場合も男性用ワイシャツを用いる。